

# 新型コロナウイルス 支援制度一覧 No.3

国・県・市の制度案内 (2021.5.31現在)  
積極的に活用しましょう!



日本共産党鹿児島市議団  
ニュース No.339  
(2021年5月)

〒892-8677  
鹿児島市山下町11-1  
市役所西別館3F  
Tel.099-216-1440

困っていること	区分(主体)	事業名	事業内容	問合せ先
ひとり親世帯の方に 低所得のふたり親世帯の方に	給付(国)	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金	児童1人当たり一律5万円支給。令和3年4月分の児童扶養手当受給世帯には既に支給済み。ひとり親世帯の方で、まだ支給されていない方は申請を。 政府は「住民税非課税世帯の二人親世帯」を対象に児童1人当たり5万円の支給方針を決定。現在、準備調整中。	市こども福祉課 ☎216-1260
とをた● き休疑コ んいロ でがナ 受あに 診り感 し仕染 した事	給付(市)	国保健康保険の被保険者に傷病手当金	コロナに感染又は疑いのある人が、休んで4日目から給付。直近3か月の給与収入合計を就労日数で除した金額×(2/3)×休業日数	市国民健康保険課給付係 ☎216-1228
	給付(県)	後期高齢者医療保険の被保険者に傷病手当金	コロナに感染又は疑いのある人が、休んで4日目から給付。直近3か月の給与収入合計を就労日数で除した金額×(2/3)×休業日数	市長寿支援課 ☎216-1268 県後期高齢者医療連合 ☎206-1398
	支援(市)	国民健康保険-被保険者資格証明書の取り扱い	国保の資格証明書は通常10割負担。しかし、コロナ感染の疑いで医療機関を受診した場合、通常の被保険者証として取扱う(2割~3割負担)。	市国民健康保険課納税係 ☎216-1230
も失● 少業コ なく・ロ 雇ナ なり止 りめ影 生等響 活とで になり休 困り業 つ収・ て入	貸付(民間)	生活福祉資金 ①緊急小口資金 ②総合支援資金	コロナ禍の下での社会福祉協議会の特例貸付事業。 ①緊急小口資金：貸付上限20万円以内。据置は1年以内、返済は据置経過後2年以内 ②総合支援資金：貸付上限、2人以上月20万円以内、単身月15万円以内、貸付期間は3か月	相談予約専用ダイヤル ☎210-7105 市社会福祉協議会市役所分室 ☎223-0704
	給付(市・国)	生活保護制度	国が定める「最低生活費以下の収入」の場合に生活保護費(生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助等)を給付。憲法25条に基づく国民の権利です。	市保護第一課☎216-1281 *谷山・伊敷・吉野の各支所の相談窓口
	給付(国)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	コロナの影響を受けた事業者が労働者(学生バイトや日々雇用、登録型派遣を含む)を休業(シフト変更含む)させた場合、休業前の賃金の8割(日額上限11000円)を休業実績に応じて国が支給する制度。事業者が協力してくれない場合、個人で申請できます。令和3年1月~4月までの休業分は、7月31日までが申請期限。	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
困支● つ払コ ていロ いやナ ると住 とき居 影 響 が な く 家 賃 の	給付(市・国)	住居確保給付金	離職又は休業等により住居を喪失する恐れがある者に家賃相当額を原則3か月から最大9か月支給。支給上限額は、単身31600円、2人世帯38000円、3人以上世帯41100円。公営住宅も可。市から家主の口座に直接支給する。	生活自立支援センター ☎803-9521
	支援(市・県)	離職退去者への公営住宅等の提供	解雇等により住居の退去を余儀なくされる方が再就職が決まるまで、一時的に市営住宅・県営住宅に入居できる。入居期間は、原則1年以内。	【市営住宅】 市住宅課 ☎216-1362 【県営住宅】 県住宅政策室 ☎286-3735
	支援(市・県)	大学生等への公営住宅等の提供	バイト先の解雇等により住居の退去を余儀なくされる大学生等に、希望する場合、一時的に市営住宅・県営住宅に入居できる。入居後3か月は使用料免除。	
	減免(県・市)	市営・県営住宅の家賃減免	条例による家賃減免。コロナの影響による減免のみ、申請した月から減免。(ただし家賃の滞納がある場合は利用不可)	
て払共● いい料税 るに金金 と困のや とき支公	猶予(国県市)	税の猶予制度	コロナの影響で税を一時納付できない場合は徴収や換価の猶予できる 国税→鹿児島税務署 ☎255-8111 自動車税関係→☎805-7246 県税ほか→☎805-7242、市税→納税課☎216-1191	
	減免(市)	水道料金及び下水道使用料の支払い猶予	コロナの影響で水道料金及び下水道料金の支払いが困難な場合、猶予等について相談に応じます。(事業者の申請も可)	水道局 お客様料金センター ☎812-6171
	助成(市)	就学援助制度	コロナの影響で今年家計が急変し、大幅な減収が見込まれる市立の小・中学校等に在籍する児童生徒の保護者が対象。申請は各学校へ。	市教育委員会総務課 財務係 ☎227-1922
と負子● き担どコ にもロ 困のナ つ教の て育影 い費響 るの	減免(市)	児童クラブ保護者負担金の減額	前年の世帯合計所得が600万円以下であり、失業等により1年間の世帯合計所得が住民税非課税世帯の水準となる見込みの場合、児童クラブ保護者負担金を減額。	こども政策課放課後児童育成係 ☎216-1259
	猶予(市)	鹿児島市の奨学資金の返還相談	コロナの影響で、離職や収入激減した場合等、家計が急変した方で、返還が困難な場合、返還について相談(猶予等)に応じます。	市教育委員会総務課 ☎227-1992

市民への支援

市民への支援

市民への支援